

日高町下水道事業

(漁業集落排水事業)

経 営 戦 略

(平成29年度～平成38年度)

平成29年3月

日高町上下水道課

《目 次》

1. はじめに.....	1
2. 事業概要.....	2
(1) 事業の現況.....	2
(2) 民間活力の活用等.....	5
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析.....	5
3. 経営の基本方針.....	10
4. 投資・財政計画（収支計画）.....	11
(1) 投資・財政計画（収支計画）.....	11
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	11
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要..	14
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	15

1. はじめに

本町は、紀伊半島西部海岸沿いのほぼ中間点に位置し、北部は由良町に、東部は広川町および日高川町に接し、南部は御坊市および美浜町、日高平野に、西部は紀伊水道に面している総面積46.19km²の町です。昭和29年10月1日、内原、志賀、比井崎の3村が合併し、「日高町」として発足、現在に至っています。

本町の漁業集落排水事業は平成12年に阿尾下水処理場が竣工し、供用を開始しました。その後、平成13年に比井下水処理場、平成14年に小浦下水処理場が竣工し、現在では、阿尾地区、産湯地区、比井地区、小浦地区の汚水処理を行っています。

本町の漁業集落排水事業の経営状況については、近年では、ほとんどの自治体が人口減といわれる中、本町の漁業集落地域は、人口に大きな増減がないため、料金収入も大きな増減がなく横ばいの状態が続いていますが、今後は空き家の増加等により収入は減少していくことが見込まれます。また、維持管理費や地方債の利息及び償還にかかる支出の負担が大きいため、一般会計からの繰入を受けざるを得ない状況であり、公営企業としての基本原則である、料金収入をもって経営を行うという独立採算制を実現するのは難しい状況です。

このような状況にあって、将来に渡っても安定的にサービスの提供を継続していくことが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定しました。

本経営戦略の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。今後の経営状況等の変化に対応するため、随時フォローアップを行い、必要に応じて見直しを行います。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年月日 (供用開始後年数)	平成12年6月8日 (供用開始後17年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用企業
処理区域内人口密度	42.8人/ha
流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3 (阿尾・産湯処理区、比井処理区、小浦処理区)
処理場数	3 (阿尾下水処理場、比井下水処理場、小浦下水処理場)
広域化・共同化・最適化 実施状況 * 1	該当事項はありません。

(平成28年3月末現在)

- * 1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

(ア) 一般家庭用使用料体系の概要・考え方

本町の下水道の一般家庭用使用料は、基本料金と人数割料金により算定しています。基本料金は、専用住宅においては1人世帯、2人世帯、3人世帯以上でそれぞれ設定しており、基本料金に加え、家族数に応じた人数割料金が適用されます。

また、共同住宅においても、基本料金に処理対象人員数に応じた人数割料金が適用されます。

区 分		使用料（月額）	
		基本料金	人数割料金
専用住宅	日高町住民基本台帳による 1人世帯	1,540円	家族数×410円
	日高町住民基本台帳による 2人世帯	2,460円	
	日高町住民基本台帳による 3人世帯以上	3,080円	
共同住宅		3,080円	処理対象人員数×410円

使用料は、排水需要の予測や施設管理計画等をもとに、収支の予測を勘案して決定しています。

(イ) 業務用使用料体系の概要・考え方

本町の下水道の業務用使用料（店舗等）についても、一般家庭用使用料と同様に、基本料金と人数割料金により算定しています。

基本料金は一律ですが、人数割料金については、処理対象人数20人未満であって専用住宅を含む場合、処理対象人数20人未満であって専用住宅を含まない場合、処理対象人数20人以上の場合に分けて設定しています。

区 分		使用料（月額）	
		基本料金	人数割料金
店舗等 （営業所 及び 事業所等）	処理対象人数20人未満であって専用住宅を含むもの	3,080円	(家族数+従業員数×0.3) ×410円
	処理対象人数20人未満であって専用住宅を含まないもの	3,080円	(従業員数×0.3) ×410円
	処理対象人数20人以上	3,080円	処理対象人員数×410円

(ウ) その他の使用料体系の概要・考え方

本町の下水道使用料は集会施設等、学校・保育所等において、別途料金を設定しています。

集会施設等は基本料金のみを設定です。

学校・保育所等は基本料金と人数割料金を定めており、人数割料金は利用者100人以下、利用者200人以下、利用者201人以上に分けてそれぞれ設定しています。

区 分		使用料（月額）	
		基本料金	人数割料金
集会施設等		3,080円	—
学校・保育所等	利用者100人以下	10,280円	10,280円
	利用者200人以下	10,280円	20,570円
	利用者201人以上	10,280円	30,850円

(エ) 20m³あたりの使用料

条例上の使用料* ₂ (20m ³ あたり)	平成25年度	4,200円	実質的な使用料* ₃ (20m ³ あたり)	平成25年度	4,210円
	平成26年度	4,310円		平成26年度	4,308円
	平成27年度	4,310円		平成27年度	4,311円

* 2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。
一世帯あたり3人として算定している。

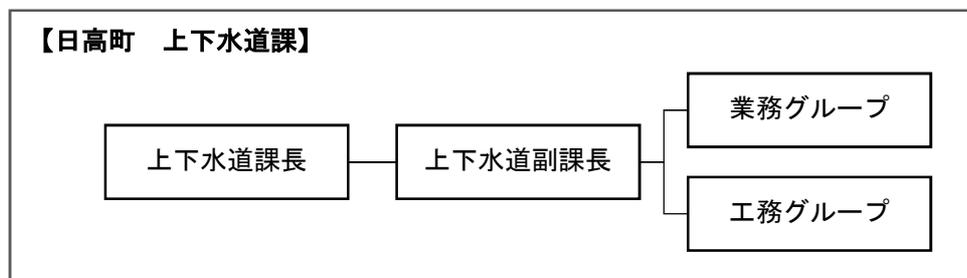
* 3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

日高町の下水道事業は上下水道課が担当しています。

上下水道課は6名で組織され、上下水道課長、上下水道副課長のもと、業務グループと工務グループを配置しています。

上下水道課では、下水の維持管理、集落排水工事、宅内検査、下水道責任技術者などに関することを業務として行っています。



(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設の運転管理については民間委託していません。
指定管理者制度	現在の民間委託を継続する方針であるため、指定管理者制度の採用については未検討です。
PPP・PFI	現在の民間委託を継続する方針であり、PPP・PFIについては未検討です。

② 資産活用の状況

エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	費用対効果が得られないと判断しています。
土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設への投資に見合う収益が確保できるか不透明であること、現在の財政状況から新たな投資は困難であることから未検討です。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は、別紙1のとおりです。

① 経営の健全性・効率性

(ア) 収益的収支比率

指標の意味	料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。 数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。
算定式	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
平成27年度	90.90%
平成26年度	97.17%
平成25年度	89.42%
分析コメント・評価	過去5年間の推移を見ると、いずれも単年度の収支が赤字となっており、経営改善に向けた取組が必要な状況です。

(イ) 企業債残高対事業規模比率

指標の意味	<p>料金収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため地方債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。</p>
算定式	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
平成27年度	757.57% (1,029.24%) *6
平成26年度	863.64% (1,741.94%) *6
平成25年度	964.23% (1,716.47%) *6
分析コメント・評価	<p>地方債の償還により、徐々に指標の数値は改善しています。類似団体平均と比較しても低い水準にありますが、今後は料金収入の減少が見込まれることから、新たな起債には慎重な判断が必要です。</p>

*6 ()は類似団体平均。以下、同様。

(ウ) 経費回収率

指標の意味	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。</p> <p>経費回収率が100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料の確保及び污水处理費の削減が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{料金収入}}{\text{污水处理費}(\text{公費負担分を除く})} \times 100$
平成27年度	42.31% (43.13%)
平成26年度	40.81% (33.86%)
平成25年度	43.90% (35.05%)
分析コメント・評価	<p>経費回収率は、過去40%前後で推移しており、污水处理にかかる費用が使用料で賄えていない状況です。適正な使用料の確保及び污水处理費の削減努力が必要となります。</p>

(工) 汚水処理原価

指標の意味	<p>有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$
平成27年度	509.46円 (392.03円)
平成26年度	527.79円 (510.15円)
平成25年度	479.53円 (463.38円)
分析コメント・評価	<p>汚水処理原価は、過去5年間の推移をみると、増加する傾向にあり、平成27年度は多少改善したものの、依然として類似団体平均を上回っています。汚水処理原価が高いことが経費回収率の悪化の一因となっているため、改善への取組が必要です。</p>

(才) 施設利用率

指標の意味	<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。</p> <p>経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。</p>
算定式	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
平成27年度	46.18% (35.64%)
平成26年度	51.97% (29.86%)
平成25年度	73.15% (31.37%)
分析コメント・評価	<p>施設利用率は減少傾向にあり、平成27年度は5割に満たない水準です。施設・設備の能力が十分に活用されておらず、効率的な経営が行われているとは言えない状況にあります。今後、漁業集落排水地域は人口減少が見込まれているため、施設利用率は悪化することが予想されます。施設規模が適正であるかについて分析を行い、今後の更新投資を計画する際に考慮する必要があります。</p>

(カ) 水洗化率

指標の意味	<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。</p> <p>公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいといえます。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があり、使用料収入の確保の点からも、水洗化率向上の取組が必要です。ただし、新たに管渠を整備する場合、費用の増大につながるため、費用対効果を検証することが必要です。</p>
算定式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
平成27年度	96.92% (82.92%)
平成26年度	94.39% (65.95%)
平成25年度	93.23% (67.38%)
分析コメント・評価	<p>水洗化率は徐々に上昇し、ほぼ100%に近い水準となっていますが、100%を目指して経営努力を行うことが必要です。</p>

② 老朽化の状況

(ア) 管渠改善率

指標の意味	<p>当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できません。</p>
算定式	$\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
平成27年度	0.00% (0.18%)
平成26年度	0.00% (0.31%)
平成25年度	0.00% (0.25%)
分析コメント・評価	<p>供用開始から経過年数が浅いため、管渠の老朽化には至っていない状況ですが、いずれは更新投資が必要となりますので、将来かかる費用を見込んだ経営を行っていくことが必要です。</p>

③ 経営指標分析の全体総括

漁業集落排水事業の経営は赤字の状態にあると言えます。一般会計からの繰入により収支均衡を保っていますが、基準外繰入の割合も大きく、公営企業として独立採算で経営していくのは難しい状況です。このような状況を改善するために、更なるコスト削減や、料金体系の改定も含めた施策が必要となります。

施設及び管渠は、老朽化には至っていないものの、機械装置等の耐用年数の短いものについては今後10年以内に更新または修繕が必要となる見込みです。一方で、施設利用率が低く、施設設備の能力が十分に活用されているとは言えない状況です。施設利用率は水洗化率の向上によってもある程度改善されると考えられますが、現在のスペックが過大であるとの見方もできます。現在、漁業集落排水地域は人口が減少していくことが予想されており、施設設備のスペックを維持しようとすれば財政悪化を招くこととなります。将来を見据えた適切な投資を検討することが必要です。

3. 経営の基本方針

将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、経営の基本方針を策定しました。

基本方針

環境への配慮を基本とし、汚水処理施設の効率的な運営をめざし、経営の適正化を推進する。

● **環境への配慮に努めます。**

下水道の役割のひとつに、汚水の排除による生活環境改善、河川の水質汚濁防止による自然環境の保全があります。この役割を果たすため、安定的な運営をめざします。

● **施設の効率的な運営をめざします。**

接続率の向上にむけた経営努力を行い、現在の設備が有効に活用されることをめざします。

● **経営の適正化を推進します。**

現状では事業の運営によって得られる収入よりも、事業の維持管理にかかる支出の方が多く、漁業集落排水事業は赤字経営が続いています。

公営企業として独立採算がとれるよう、料金水準の適正化や更なるコスト削減に努めます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

収支計画は、別紙のとおりです。

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成30年度に施設の機能診断を実施し、最適整備構想を策定する予定です。

最適整備構想に基づく更新投資を、平成32年度から平成33年度にかけて見込んでいます。

（単位：千円）

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
更新投資	0	0	0	0	25,000	25,000

	H34	H35	H36	H37	H38	合計
更新投資	0	0	0	0	0	50,000

② 収支計画のうち財源についての説明

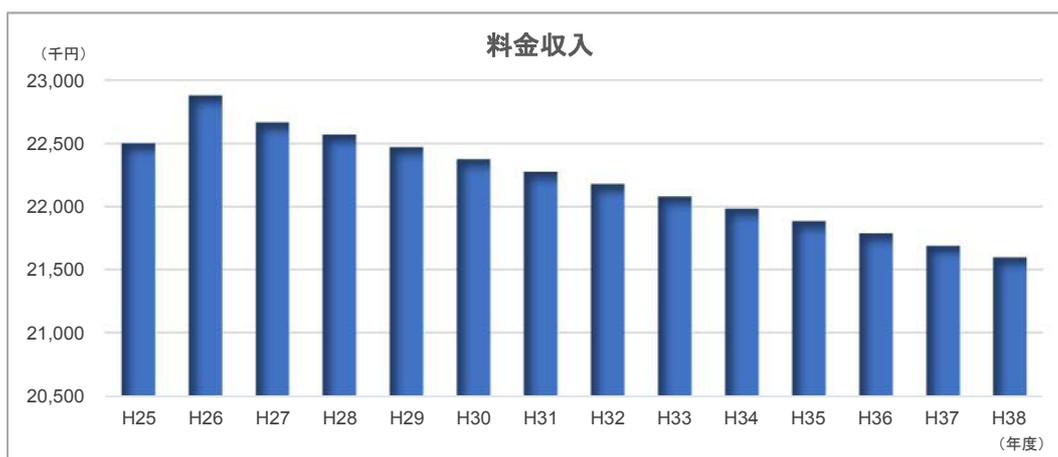
（ア）料金収入

向こう10年間の接続戸数は横ばいの状態が続く予想ですが、空き家の増加等により休止世帯が増えることが見込まれます。このため、有収水量は減少していくと予測しました。将来の有収水量は、平成27年度の接続戸数と有収水量を基準に年2戸ずつ休止世帯が増加していくものと想定して推計しました。使用料の改定は見込んでいないため、料金収入は有収水量に比例します。料金収入は、平成27年度の使用料単価を基準単価として各年度の有収水量に乗じて算定しました。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
接続戸数（戸）	462	464	465	465	465	465	465
有収水量（m ³ ）	106,887	106,203	105,152	104,700	104,247	103,795	103,343
使用料単価（円/m ³ ）	211	215	216	216	216	216	216
料金収入（千円）	22,501	22,878	22,667	22,570	22,472	22,375	22,277

	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
接続戸数（戸）	465	465	465	465	465	465	465
有収水量（m ³ ）	102,891	102,438	101,986	101,534	101,082	100,629	100,177
使用料単価（円/m ³ ）	216	216	216	216	216	216	216
料金収入（千円）	22,180	22,082	21,985	21,887	21,790	21,692	21,595

※有収水量および使用料単価は小数点以下を四捨五入して表示しています。



(イ) 投資財源

前項の更新投資に関して、国庫補助金を50%、地方債を50%見込んでいます。

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
国庫補助金	0	0	0	0	12,500	12,500
地方債	0	0	0	0	12,500	12,500
合計	0	0	0	0	25,000	25,000

	H34	H35	H36	H37	H38	合計
国庫補助金	0	0	0	0	0	25,000
地方債	0	0	0	0	0	25,000
合計	0	0	0	0	0	50,000

(ウ) 他会計繰入金

一般会計からの繰入金については、雨水処理に要する維持管理費に相当する額として、維持管理費の10分の1を見込んでいます。

また、主に資本費の一部補填として平成28年度と平成29年度は47,000千円/年、平成30年度は54,000千円/年、平成31年度から平成38年度までは45,000千円/年を見込んでいます。平成30年度は機能診断にかかる費用の補填を見込むため他の年度より繰入額が大きくなっています。

さらに、雨水処理に要する資本費に相当する額として、元利償還金の10分の1を見込んでいます。

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
営業収益 雨水処理負担金(※)	4,276	4,278	5,283	4,288	4,292	4,296
営業外収益 他会計繰入金	47,000	47,000	54,000	45,000	45,000	45,000
(うち、基準内繰入)	20,336	20,346	20,371	20,359	20,384	20,439
(うち、基準外繰入)	26,664	26,654	33,629	24,641	24,616	24,561
資本的収入 他会計補助金(※)	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,301

	H34	H35	H36	H37	H38	合計
営業収益 雨水処理負担金(※)	4,301	4,305	4,310	4,315	4,320	48,264
営業外収益 他会計繰入金	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	508,000
(うち、基準内繰入)	20,530	20,554	20,577	20,599	20,781	225,276
(うち、基準外繰入)	24,470	24,446	24,423	24,401	24,219	282,724
資本的収入 他会計補助金(※)	3,313	3,313	3,313	3,313	3,349	36,342

(※) すべて基準内繰入

(工) 下水道基金

下水道事業全体の基金残高は平成27年度末時点で132,017千円となっています。漁業集落排水事業の収支がマイナスとなった場合、下水道基金の取崩額を収支差額に充てています。

また、形式収支が黒字となった場合は、翌年度に下水道基金に積み立てを行います。基金の取崩額、積立額の見込みは以下の通りです。

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
下水道基金取崩額	0	0	1,000	2,000	2,500	3,000
下水道基金積立額	0	1,496	1,381	1,231	1,098	1,462

	H34	H35	H36	H37	H38	合計
下水道基金取崩額	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	23,500
下水道基金積立額	1,710	1,460	1,320	1,182	1,040	13,380

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費

年1%の増加を見込んでいます。

(イ) 動力費

平成27年度実績を基礎として有収水量に比例して計上しています。

(ウ) 修繕費

直近3ヶ年の平均の2分の1を計上しています。

(エ) 委託料

直近3ヶ年の平均額を計上しています。なお、平成30年度には機能診断にかかる費用として20,000千円を計上しています。

(オ) 地方債利息

既存の地方債にかかる利息については、約定利率にもとづき計上しています。新規起債分は直近の実績を勘案し、年利率1.0%で計上しています。

(カ) 地方債償還金

既存の地方債にかかる地方債償還金は償還スケジュールに従い計上しています。新規起債分は償還期間35年（据置期間5年を含む）で算定しています。

(キ) その他の項目

概ね直近3ヶ年の平均額を計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

漁業集落排水事業は供用開始から17年が経過したところであり、施設や管渠の老朽化には至っていませんが、時に経過に従い、いずれは老朽化の問題に直面することが予想されます。計画的な修繕や、重要設備の長寿命化などによる投資の平準化を検討するとともに、将来の使用実態に見合うよう、投資の最適化についても同時に検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

計画期間（10年間）において、使用料の改定は見込んでいません。ただし、現状は、一般会計からの繰入によって収支均衡を保っており、基準外繰入も多いことから、町の財政負担に頼った経営が行われています。下水道基金も補填財源として見込んでいますが、将来の更新需要を賄うほどにはありません。安定的な事業運営を継続していくために、使用料の見直しを含めた方策を検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要です。

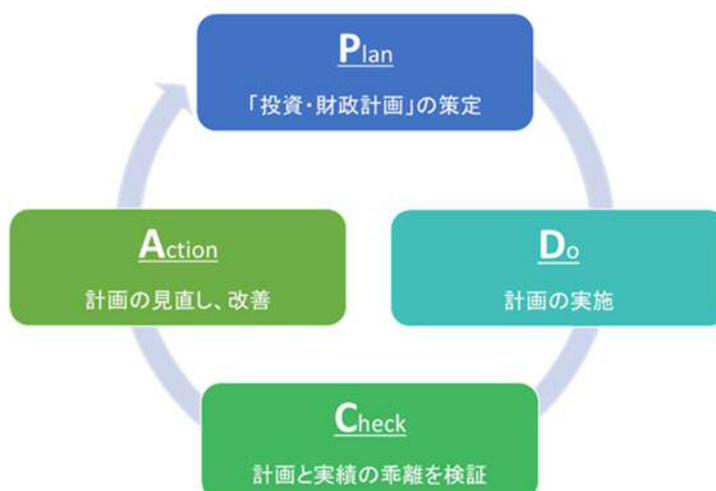
見直しにあたっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のサイクル（PDCA サイクル）を導入します。

毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

5年毎の検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画における内容の精査
- 新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定



経営比較分析表

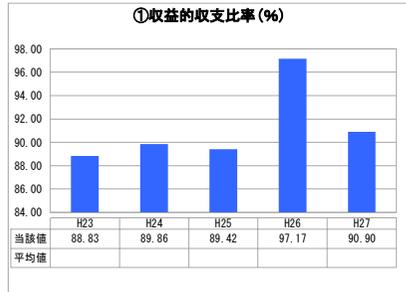
和歌山県 日高町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	13.51	100.00

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,928	46.19	171.64
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,070	2.92	366.44

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成27年度全国平均

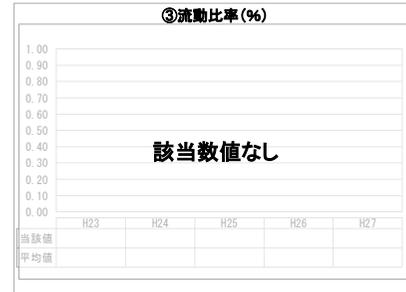
1. 経営の健全性・効率性



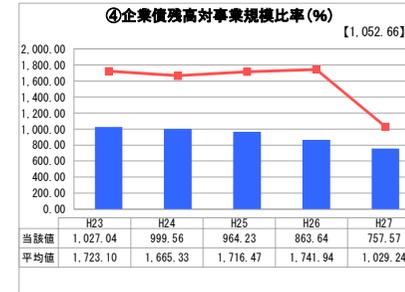
「単年度の収支」



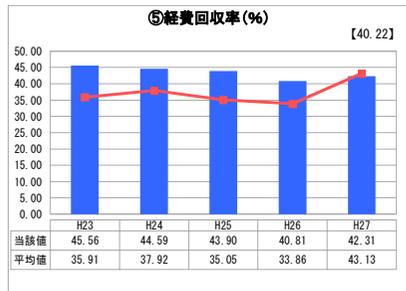
「累積欠損」



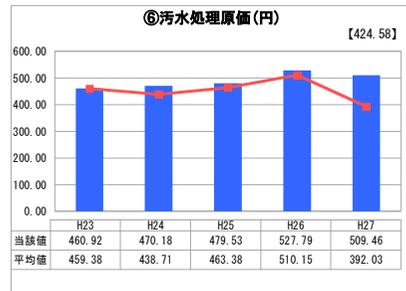
「支払能力」



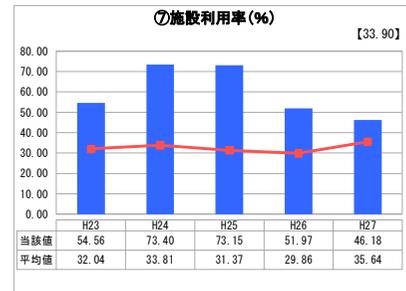
「債務残高」



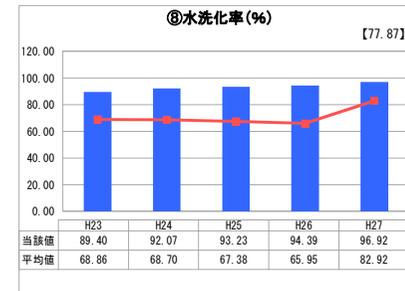
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

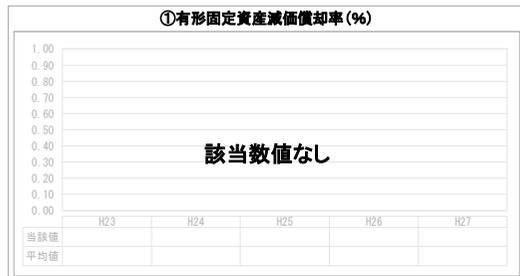


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

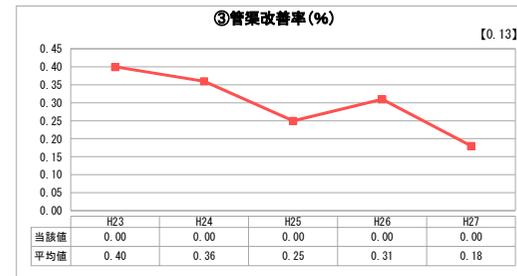
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

供用開始から13年が経過し、④収入に対する企業債残高は低下傾向にあり、①収益的収支比率は、単年度で見ると減少しているが、長期的に見ると改善傾向にあるものの、100%未満となっている。また、⑦施設利用率は類似団体を上回っているものの、⑥汚水処理原価は、長期的に見ると増加傾向にあり⑧水洗化率の向上やコスト削減など一層の経営改善を図っていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

供用開始から13年が経過し、まだ老朽化には至っていないものの、今後、維持費や更新費用が増加していくことが予想されるため、将来の費用を見込んだ経営努力が必要である。

全体総括

⑤経費回収率が100%未満であり、汚水処理に係る費用が使用料で賄えない状態が続いている。現状では施設の老朽化は進んでいないものの、将来的には更新費用や維持費が増加することが見込まれることから、今後は財政計画を見直し、適正な使用料収入の確保と、汚水処理費の削減により健全な経営体質を目指す必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画(収支計画)

(単位：千円、%)

年 度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	65,774	76,114	74,622	73,852	73,756	92,664	71,571	71,478	71,384	71,292	71,198	71,106	71,013	70,921
	(1) 営 業 収 益 (B)	22,507	22,887	27,594	26,852	26,756	28,664	26,571	26,478	26,384	26,292	26,198	26,106	26,013	25,921
	ア 料 金 収 入	22,501	22,878	22,667	22,570	22,472	22,375	22,277	22,180	22,082	21,985	21,887	21,790	21,692	21,595
	イ 雨 水 処 理 負 担 金	0	0	4,921	4,276	4,278	6,283	4,288	4,292	4,296	4,301	4,305	4,310	4,315	4,320
	ウ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エ そ の 他	6	9	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	(2) 営 業 外 収 益	43,267	53,227	47,028	47,000	47,000	64,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
	ア 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ 他 会 計 繰 入 金	43,267	53,227	47,028	47,000	47,000	54,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
	エ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	49,497	53,835	57,151	50,243	49,797	69,381	48,939	48,490	48,161	47,821	47,347	46,864	46,374	45,873
	(1) 営 業 費 用	40,673	45,451	49,215	42,763	42,782	62,839	42,880	42,922	42,969	43,014	43,059	43,105	43,155	43,203
	ア 職 員 給 与 費	7,045	7,355	7,401	7,476	7,551	7,627	7,703	7,781	7,859	7,937	8,016	8,095	8,177	8,259
	イ そ の 他	33,628	38,096	41,814	35,287	35,231	55,212	35,177	35,141	35,110	35,077	35,043	35,010	34,978	34,944
(2) 営 業 外 費 用	8,824	8,384	7,936	7,480	7,015	6,542	6,059	5,568	5,192	4,807	4,288	3,759	3,219	2,670	
ア 支 払 利 息	8,824	8,384	7,936	7,480	7,015	6,542	6,059	5,568	5,192	4,807	4,288	3,759	3,219	2,670	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	16,277	22,279	17,471	23,609	23,959	23,283	22,632	22,988	23,223	23,471	23,851	24,242	24,639	25,048	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	7,780	2,218	7,474	3,288	3,288	4,288	5,288	30,788	31,301	6,313	6,313	6,313	6,313	6,349
	(1) 地 方 債	0	0	0	0	0	0	0	12,500	12,500	0	0	0	0	0
	うち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	0	0	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,301	3,313	3,313	3,313	3,313	3,349
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	12,500	12,500	0	0	0	0	0
	(6) 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(8) そ の 他	7,780	2,218	4,186	0	0	1,000	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	2 資 本 的 支 出 (G)	24,057	24,497	24,945	25,401	25,866	26,340	26,822	52,314	52,814	28,324	28,844	29,373	29,912	30,821
	(1) 建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	0	25,000	25,000	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	24,057	24,497	24,945	25,401	25,866	26,340	26,822	27,314	27,814	28,324	28,844	29,373	29,912	30,821
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-16,277	-22,279	-17,471	-22,113	-22,578	-22,052	-21,534	-21,526	-21,513	-22,011	-22,531	-23,060	-23,599	-24,472	

(単位：千円、%)

年 度 区 分	H25 (決算)	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (決算見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	1,496	1,381	1,231	1,098	1,462	1,710	1,460	1,320	1,182	1,040	576
積 立 金 (K)	0	0	0	0	1,496	1,381	1,231	1,098	1,462	1,710	1,460	1,320	1,182	1,040
前年度からの繰越金 (L)	0	0	0	0	1,496	1,381	1,231	1,098	1,462	1,710	1,460	1,320	1,182	1,040
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	1,496	1,381	1,231	1,098	1,462	1,710	1,460	1,320	1,182	1,040	576
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	1,496	1,381	1,231	1,098	1,462	1,710	1,460	1,320	1,182	1,040	576
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 $(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収 益 的 収 支 比 率 $(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	89.42	97.17	90.90	97.63	97.48	96.81	94.47	94.29	93.96	93.63	93.45	93.27	93.09	92.47
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額(当年度繰上充当額) (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (S)	22,507	22,887	27,594	26,852	26,756	28,664	26,571	26,478	26,384	26,292	26,198	26,106	26,013	25,921
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	22,507	22,887	27,594	26,852	26,756	28,664	26,571	26,478	26,384	26,292	26,198	26,106	26,013	25,921
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)														
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)	465,700	441,203	416,258	390,857	364,991	338,651	311,829	297,015	281,701	253,377	224,533	195,160	165,248	134,427

○他会計繰入金

年 度 区 分	H25 (決算)	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (決算見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 支 分	43,267	53,227	51,949	51,276	51,278	60,283	49,288	49,292	49,296	49,301	49,305	49,310	49,315	49,320
基準内繰入金	22,299	22,279	25,237	24,612	24,624	26,654	24,647	24,676	24,735	24,831	24,859	24,887	24,914	25,101
基準外繰入金	20,968	30,948	26,712	26,664	26,654	33,629	24,641	24,616	24,561	24,470	24,446	24,423	24,401	24,219
資 本 的 収 支 分	0	0	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,301	3,313	3,313	3,313	3,313	3,349
基準内繰入金	0	0	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,301	3,313	3,313	3,313	3,313	3,349
基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	43,267	53,227	55,237	54,564	54,566	63,571	52,576	52,580	52,597	52,614	52,618	52,623	52,628	52,669